

旧	新		
Tialink 契約約款 第1 章総則 第1 条（本サービスの提供等） 2. 本約款において使用される用語の定義は以下の各号のとおりです。 (6) 課金開始日 ・Tialink 通常プランの場合 契約者が、本サービスを初めて利用した日の属する月の翌月 1 日 ただし、契約者が、本サービスのアカウント ID 及びパスワードの発行日の属する月から 2 カ月後の末日までに本サービスを一度も利用しない場合は、当該期日の翌月 1 日 ・Tialink 固定 IP プラン又は Tialink IPoE プランの場合 サービス提供開始日の翌月 1 日（ただし、当社の裁量で、契約者へのサービスとして、利用料金の課金を開始する日を繰り下げることがあります。）	Tialink 契約約款 第1 章 総則 第1 条（本サービスの提供等） 2. 本約款において使用される用語の定義は以下の各号のとおりです。 (6) 課金開始日 (削除) (削除) (削除) (削除) 本サービスの利用料金の課金が開始される日をいい、詳細は下表に定めるとおりとします。 <table><tr><td><u>Tialink 通常プラン</u></td><td><u>契約者が、本サービスを初めて利用した日の属する月の翌月 1 日（ただし、契約者が、本サービスのアカウント ID 及びパスワードの発行日の属する月から 2 カ月後の末日までに本サービスを一度も利用しない場合は、当該期</u></td></tr></table>	<u>Tialink 通常プラン</u>	<u>契約者が、本サービスを初めて利用した日の属する月の翌月 1 日（ただし、契約者が、本サービスのアカウント ID 及びパスワードの発行日の属する月から 2 カ月後の末日までに本サービスを一度も利用しない場合は、当該期</u>
<u>Tialink 通常プラン</u>	<u>契約者が、本サービスを初めて利用した日の属する月の翌月 1 日（ただし、契約者が、本サービスのアカウント ID 及びパスワードの発行日の属する月から 2 カ月後の末日までに本サービスを一度も利用しない場合は、当該期</u>		

旧	新	
		<u>日の翌月 1 日)</u>
	<u>そ の 他 の プ ラ ン</u>	<u>サービス提供開始日の翌月 1 日 (ただし、当社の裁量で、 契約者へのサービスとして、 利用料金の課金を開始する 日を繰り下げることがあり ます。)</u>
第2 章利用契約の締結等 第10 条（契約者からの解約） (追加) 第5 章契約者の義務等 第20 条（<u>ユーザ</u> ID 及びパスワード） 第7 章利用の制限、提供停止及び契約解除	第2 章 <u>利用契約の締結等</u> 第10 条（契約者からの解約） <u>3. 前項の規定にかかわらず、Tialink IPoE プランの利用契約の解約日は、原則として、当社が契約者から解約届を受領した日の属する月の翌月 20 日とします。ただし、当社が事前に通知した場合は、当社が指定する日を解約日とします。</u> 第5 章 <u>契約者の義務等</u> 第20 条（<u>アカウント</u> ID 及びパスワード） 第7 章 利用の制限、提供停止及び契約<u>解除</u>	

旧	新
第8 章損害賠償等 第36条 (Tialink IPoE プラン特約) 本条は、Tialink IPoE プラン（以下「IPoE プラン」といいます。）を申し込んだ契約者との間の利用契約においてのみ適用されます。 IPoE プランは、「Tialink IPoE プラン重要事項説明」において定める当社が指定する構成（以下「指定構成」といいます。）を前提としたサービスです。契約者は、IPoE プランを申し込み後に指定構成を変更した場合、当社が IPoE プランの継続的な提供ができないことをあらかじめ承諾し、指定構成以外の構成により生じた不具合やトラブルについて、当社に対し一切の異議を申し立てることはできません。 IPoE プランは、その利用にあたり、NTT（東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社を指します。以下同様です。）が提供するアクセス回線の付加サービスであるフレッツ・v6 オプションの申し込みが必要となります。契約者は、当該申し込みにあたり、次の行為を遵守し、あらかじめ同意します。 フレッツ・v6 オプションに関するNTT の各種規定を遵守すること。 (2) OEM 元である株式会社朝日ネットが、契約者から NTT に対するフレッツ・v6 オプションの申し込みに係る事実行為を代行すること。契約者は、この代行申し込みについて異議がある場合には、事前に当社に通知します。	第8 章 損害賠償等 第36条 (一部プランに係る特約) - 当社は、本サービスの提供に必要な場合、契約者設備又は契約者回線の - 構成を指定することができます（以下「指定構成」といいます。）。契約者は、契約者の都合により指定構成を変更した場合、当該変更により生じた不具合やトラブルについて、当社に対し一切の異議を申し立てることはできません。 - 契約者は、本サービスの利用にあたり NTT 東日本株式会社（以下「NTT 東日本」といいます。）又は NTT 西日本株式会社（以下「NTT 西日本」といいます。）（以下、総称して「NTT 東西」といいます。）の IP 通信網を利用する場合、次の - 各号に掲げる NTT の各種規定を遵守しなければなりません。 - 契約者は、本サービス利用のために NTT 東西のフレッツ・v6 オプションの申し込みが必要となる場合、次の各号に定める事項についてあらかじめ同意します。 (1) OEM 元である株式会社朝日ネット（以下「朝日ネット」といいます。）が、契約者から NTT 東西に対するフレッツ・v6 オプションの申し込みに係る事実行為を代行すること。契約者は、この代行申し込みについて異議がある場合には、事前に当社に通知します。

旧	新				
(3) 別紙2「IPoEプラン利用時の個人情報の取扱いについて」に同意すること。 4. 契約者は、IPoE プランと Tialink 通常プランの両プランを申し込んだ場合、IPoE プランと Tialink 通常プランとで、課金開始日が異なる場合があることについてあらかじめ同意します。 5. 第10条（契約者からの解約）第2項の定めにかかわらず、IPoE プランの利用契約の解約日は、原則として、当社が契約者より解約届を受領した日の属する月の翌月 20 日とします。ただし、当社が事前に通知した場合は、当社が指定する日を解約日とします。 以上	(2) 別紙 2「<u>フレッツ・v6 オプション関連</u>プラン利用時の個人情報の取扱いについて」に同意すること。 (削除) (削除) 以上 <u>2026 年 1 月 1 日</u> 改訂				
別紙 1 利用料金	別紙 1 利用料金				
Tialink 固定 IP クロス専用プラン	Tialink <u>光</u> クロス専用 <u>固定 IP</u> プラン (<u>PPPoE 方式</u>)				
	<u>Tialink 光クロス専用プラン (IPoE 方式)</u>				
	<table><tr><th><u>プラン名</u></th><th><u>利用料金（税別）</u></th></tr><tr><td><u>Tialink 光クロス専用プラン (IPoE 方式)</u></td><td><u>月額費用：1,500 円</u></td></tr></table>	<u>プラン名</u>	<u>利用料金（税別）</u>	<u>Tialink 光クロス専用プラン (IPoE 方式)</u>	<u>月額費用：1,500 円</u>
<u>プラン名</u>	<u>利用料金（税別）</u>				
<u>Tialink 光クロス専用プラン (IPoE 方式)</u>	<u>月額費用：1,500 円</u>				

旧	新
プラン利用時の個人情報の取扱いについて 当社の IPoE プランを利用される契約者は、東日本電信電話株式会社（以下「NTT 東日本」といいます。）又は西日本電信電話株式会社（以下「NTT 西日本」といいます。以下、NTT 東日本と NTT 西日本を併せて、「NTT 東西」といいます。）と株式会社朝日ネット（以下「朝日ネット」といいます。）とが、さらに朝日ネットと当社とが、それぞれ以下のとおり契約情報及び申込情報を授受することに同意します。 1. IPoE プランの開通時 IPoE プランの開通にあたり、NTT 東西、朝日ネット及び当社の間で授受される情報は、次のとおりです。 (6) IPoE プランの提供に必要なフレッツ各種商品の契約の有無（フレッツ光ネクスト又はフレッツ光ライトに係る回線、ひかり電話又はホームゲートウェイ等を指します。） 2. IPoE プランに係るフレッツ光回線の移転・廃止時 IPoE プランに係るフレッツ回線の異動（移転、廃止、契約解除、品目変更、サービスメニュー変更、譲渡、承継等）があった場合、NTT 東西、朝日ネット及び当社の間で授受される情報は、次のとおりです。 3. IPoE プランのお問い合わせ時 IPoE プランに係るフレッツ光回線のサービス提供状況について、当社から	別紙 2 フレッツ・v6 オプション関連プラン利用時の個人情報の取扱いについて 本サービスのうち、NTT 東西のフレッツ・v6 オプションの申込みが必要となるプラン（以下「本プラン」といいます。）を利用される契約者は、NTT 東西と朝日ネットとが、さらに朝日ネットと当社とが、それぞれ以下のとおり契約情報及び申込情報を授受することに同意します。 1. 開通時 本プランの開通にあたり、NTT 東西、朝日ネット及び当社の間で授受される情報は、次のとおりです。 (6) 本プランの提供に必要なフレッツ各種商品の契約の有無（フレッツ光ネクスト又はフレッツ光ライトに係る回線、ひかり電話又はホームゲートウェイ等を指します。） 2. 本プランに係るフレッツ光回線の移転・廃止時 本プランに係るフレッツ回線の異動（移転、廃止、契約解除、品目変更、サービスメニュー変更、譲渡、承継等）があった場合、NTT 東西、朝日ネット及び当社の間で授受される情報は、次のとおりです。 3. 本プランのお問い合わせ時 本プランに係るフレッツ光回線のサービス提供状況について、当社から

旧	新
ら朝日ネットを通じて NTT 東西に問い合わせを行った場合、NTT 東西、朝日ネット及び当社の間で授受される情報は、次のとおりです。 (1) IPoE プラン利用時のフレッツ光回線及びホームゲートウェイの動作状況 以上	朝日ネットを通じて NTT 東西に問い合わせを行った場合、NTT 東西、朝日ネット及び当社の間で授受される情報は、次のとおりです。 (1) <u>本プラン</u>利用時のフレッツ光回線及びホームゲートウェイの動作状況 以上